

# 福島県私立高等学校等学び直し支援金交付要綱

制 定 平成28年10月31日

## (通則)

第1条 県は、国が定める高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文科科学大臣決定）第3条第1項の規定に基づく高等学校等学び直し支援金（以下「学び直し支援金」という。）について、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で支給する。

## (目的)

第2条 県は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に定める高等学校等（以下「高等学校等」という。）のうち国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。）以外の者の設置する福島県内に所在する高等学校等（以下「私立高等学校等」という。）に在学する生徒（以下「生徒等」という。）がその授業料に充てるために学び直し支援金を受けることにより、私立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

## (学校設置者への委任)

第3条 生徒等は、学び直し支援金の受領及び受領に必要な事務手続きについては、私立高等学校等の設置者（以下「学校設置者」という。）に委任するものとする。

## (交付対象)

第4条 学び直し支援金の交付対象は、次の各号の全てに該当する生徒等のうち、知事による受給資格の認定を受けた者（以下「学び直し受給資格認定者」という。）に代わって学び直し支援金を受領する学校設置者とする。

- 一 日本国内に住所を有する者
- 二 高等学校等（修学年限が3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者
- 三 高等学校等に在学した期間が通算して36月（定時制及び通信制は48月）を超える者
- 四 平成26年4月1日以降に高等学校等入学した者（高等学校等就学支援金に係る新制度の対象者であった者（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正後の法第5条に規定する高等学校等就学支援金の受給権者であった者又は同法第3条第2項第3号に該当することにより高等学校等就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（同号に該当すること予測し、高等学校等就学支援金

の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。)をいう。)に限る。)

五 高等学校等を退学したことがある者

六 学び直し支援金の支給を通算して24月以上受けていない者

七 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成22年政令第112号)(以下「法施行令」という。)第1条第1項に定める就学に要する経費を負担すべき者(以下「保護者等」という。)の経済的負担を軽減する必要があると認められる者(法第3条第2項第3号に該当しない者)

2 前項第3号の規定は、法第3条第2項第2号に該当しない者であって、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則(平成22年文部科学省令第13号。以下「省令」という。)第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者については適用しない。

(受給資格の認定等)

第5条 第4条第1項の受給資格の認定その他必要な事項については、別途、知事が定めるものとする。

(交付額)

第6条 学び直し支援金の額は、毎年度、学び直し受給資格認定者について法第3条第2項第2号の規定の適用がないとしたならば、法5条第1項及び第2項、法施行令第3条(第5号を除く。)、第4条第1項及び第2項並びに省令第5条第1項及び第2項の規定により算定される額に相当する額とする。

(交付の申請)

第7条 規則第4条第1項の申請書は、福島県私立高等学校等学び直し支援金交付申請書(様式第1号)及び福島県私立高等学校等学び直し支援金交付申請額内訳(様式第2号)によるものとし、学び直し支援金の交付を受けようとする学校設置者は、当該申請書を知事が別に定める提出期限までに提出するものとする。

(交付の決定及び通知)

第8条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等により当該申請の内容を審査し、学び直し支援金を交付すべきものと認めるときは、学び直し支援金の交付を決定するものとする。

2 知事は、学び直し支援金の交付を決定したときは、その内容及びこれに付した条件を学校設置者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 学び直し支援金の交付決定に付する条件は、次に掲げるものとする。

一 受領した学び直し支援金をその有する当該受給資格認定者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。

二 第4条第2項に該当する場合であって、高等学校等就学支援金に併せて学び直

し支援金の支給を受ける場合は、高等学校等就学支援金を優先して授業料債権の弁済に充てるものとする。

三 設置する私立学校等の授業料の額を変更したときは、学校教育法上の所轄庁への届出とは別に授業料の額を証明する書類（学則その他）の写しを速やかに知事に提出しなければならない。

四 設置する私立学校等に在学する学び直し受給資格認定者に対して、その授業料を減免したときは、その旨を速やかに知事に届け出なければならない。

#### （変更の承認）

第10条 学校設置者は、規則第6条第1項第1号の規定により、知事の承認を受けようとする場合は、あらかじめ福島県私立高等学校等学び直し支援金変更交付申請書（様式第3号）及び福島県私立高等学校等学び直し支援金変更交付申請額内訳（様式第4号）を知事に提出し、その承認を得なければならない。

2 知事は、前項の変更交付申請書の提出があった場合は、速やかに当該申請を審査し、変更の承認又は不承認の決定をするものとする。

3 知事は、前項の規定に基づく承認をする場合において、必要に応じて、内容を変更し、条件を付することができるものとする。

4 知事は、学び直し支援金の変更の承認又は不承認の決定をしたときは、その内容及び付した条件を学校設置者に通知するものとする。

#### （支給の中止又は廃止）

第11条 学校設置者は、規則第6条第1項第2号の規定により、知事の承認を受けようとする場合は、福島県私立高等学校等学び直し支援金中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

#### （申請を取り下げることができる期日）

第12条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

#### （実績報告）

第13条 規則第13条の規定による実績報告は、福島県私立高等学校等学び直し支援金に係る実績報告書（様式第6号）及び福島県私立高等学校等学び直し支援金実績報告額内訳（様式第7号）により行うものとし、学校設置者は、事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して10日を経過した日、又は交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告を行わなければならない。

#### （学び直し支援金の額の確定）

第14条 知事は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書等の書類の審査等により、その報告内容が学び直し支援金の交付の決定の内容及びこれに付し

た条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき学び直し支援金の額を確定するものとする。

(支払の方法)

第15条 知事は、学校設置者からの支払請求に基づき、概算払の方法により学び直し支援金を交付することができる。

2 前項に係る支払請求書は、福島県私立高等学校等学び直し支援金概算払請求書(様式第8号)によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

(学び直し支援金の返還)

第16条 知事は、第14条の規定による学び直し支援金の額の確定をした場合において、すでにその額を超える学び直し支援金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

2 前項の金額の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内の知事が定める日とする。

3 前項に規定する期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

4 知事は前項の場合において、やむを得ない理由があると認めるときは、当該延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(交付決定の取消等)

第17条 知事は、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、第14条に基づく交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一 学校設置者が、法令、本要綱、学び直し支援金の交付の決定の内容、これに付した条件又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

二 学校設置者が、学び直し支援金をその目的以外の用途に使用した場合

三 学校設置者が、学び直し支援金に関して不正、怠慢、虚偽その他の不適当な行為を行った場合

四 交付の決定後生じた事情の変更等により、学び直し支援金の全部又は一部が必要ではなくなった場合

2 知事は、前項の取消又は変更を行った場合には、交付した学び直し支援金のうち当該取消又は変更に係る部分の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずるものとする。

3 知事は、第1項第1号から第3号までの事由に該当することを理由として交付決定を取り消し又は変更し、前項の規定による学び直し支援金の返還を命ずる場合には、学校設置者に対し、当該命令に係る学び直し支援金を学校設置者が受領した日から、当該命令により返還すべき学び直し支援金を学校設置者が納付するまでの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命

ずるものとする。

- 4 第2項の規定に基づく学び直し支援金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付については、前条第2項から第4項の規定を準用する。
- 5 第1項から第4項までの規定は、学び直し支援金の額の確定があった後においても適用するものとする。
- 6 知事は、学び直し支援金の交付の決定を取り消し又は変更したときは、速やかにその旨を学校設置者に通知するものとする。

(状況報告等)

第18条 知事は、学び直し支援金の交付に関して必要があると認める場合には、学校設置者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はその職員に調査をさせることができる。

(会計帳簿等の整備等)

第19条 学び直し支援金を受領した学校設置者は、その収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(個人情報)

第20条 学校設置者は、学び直し支援金の交付に関する事務により知り得た個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する県の施策に協力しなければならない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、学び直し支援金の交付に関し必要な事項は、別途、知事が定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年10月31日から施行し、平成28年度の補助金等から適用する。
- 2 福島県私立高等学校等学び直し支援金（学び直しへの支援）交付要綱（平成27年3月6日制定）は、廃止する。